

科技イノベ活性化法の改正のポイント

(1) 研究開発法人の出資規定の整備 (第34条の6第1項第3号、別表第3)

法改正の目的

研究開発法人の出資規定の整備による**産学官連携の活性化**

現行制度の課題

現行では研究開発法人(別表第3※に掲げる法人)は①～③の**事業者に出資可能**

- ① 研究開発法人発ベンチャー
- ② ベンチャーキャピタル
- ③ **成果活用等支援法人**(以下の活動により研究開発の成果の活用を促進する者)
 - ・ 研究開発の成果の民間事業者への移転 (TLO機能) ※Technology Licensing Organization;技術移転機関
 - ・ 共同研究等についての企画・あっせん
 - ・ **その他の活動 (⇒共同研究等の実施が法律上明示されていない)**

大学・研究開発法人に内在する産学官連携の課題

- ・ 産学官連携活動に対する経営上の位置づけが必ずしも高くない
- ・ 研究のスピード感が合わない
- ・ 研究成果の活用・提供体制が不十分
- ・ 職務や能力に見合った処遇が困難

成果活用等支援法人活用のメリット

- ✓ 意欲ある法人のポテンシャルの最大限の発揮
- ✓ 産学官連携の場の形成と研究成果の社会実装の加速による国際競争力の強化
- ✓ 成果活用等支援法人でのノウハウを法人の改革へ活用

※別表第3には22法人が規定されているが、それ以外にも**出資を希望する研究開発法人が存在**

新たな制度概要

1. 成果活用等支援法人において共同研究等が実施できる旨を明確化

○ 成果活用等支援法人の活動内容として、民間事業者との共同研究や受託研究の実施を法律上明確に位置づける。 ※**国立大学法人等は政令改正で対応予定**

成果活用等支援法人のイメージ

大学・研究開発法人

出資

成果活用等支援法人

- ・ 特許権等についての企業への実施許諾
- ・ 研究開発法人の成果を企業につなぐための 共同研究等の企画提案
- ・ 実用化を目指した共同研究等の実施 等

※組織の在り方は研究開発法人が自らの将来設計に合わせ自主的に判断

プロジェクトA ...

共同研究等

企業

学外において外部資金を活用した研究拠点を設立している例

● SRI International (米国)

- ・ スタンフォード大学から独立
- ・ 研究・製品開発やコンサルティングサービス等をグローバルに実施

(総収入：約6億ドル/職員数：約1700名)



● IMEC (ベルギー)

- ・ ナノエレクトロニクス、ナノテクノロジー分野における世界的研究拠点
- ・ ルーベン大学が核となり、諸外国の企業・大学等が共同研究を活発に実施

(総収入：約4.15億ユーロ/所属研究者数：3500名)



2. 別表第3に出資業務を行うことができる法人として5法人を追加 (22→27法人)

- 防災科学技術研究所
- 宇宙航空研究開発機構
- 海洋研究開発機構
- 日本原子力研究開発機構
- 国立環境研究所

出資可能な法人（青字は平成30年、赤字は令和2年の法改正で可能となった法人）

- | | | | |
|----|-------------------------|----|---------------------------|
| 1 | 国立研究開発法人情報通信研究機構 | 15 | 国立研究開発法人国立成育医療研究センター |
| 2 | 国立研究開発法人物質・材料研究機構 | 16 | 国立研究開発法人国立長寿医療研究センター |
| 3 | 国立研究開発法人防災科学技術研究所 | 17 | 国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構 |
| 4 | 国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構 | 18 | 国立研究開発法人国際農林水産業研究センター |
| 5 | 国立研究開発法人科学技術振興機構 | 19 | 国立研究開発法人森林研究・整備機構 |
| 6 | 国立研究開発法人理化学研究所 | 20 | 国立研究開発法人水産研究・教育機構 |
| 7 | 国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構 | 21 | 国立研究開発法人産業技術総合研究所 |
| 8 | 国立研究開発法人海洋研究開発機構 | 22 | 独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構 |
| 9 | 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 | 23 | 国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構 |
| 10 | 国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所 | 24 | 国立研究開発法人土木研究所 |
| 11 | 国立研究開発法人国立がん研究センター | 25 | 国立研究開発法人建築研究所 |
| 12 | 国立研究開発法人国立循環器病研究センター | 26 | 国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所 |
| 13 | 国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター | 27 | 国立研究開発法人国立環境研究所 |
| 14 | 国立研究開発法人国立国際医療研究センター | | |

出資先

- 1 研究開発法人発ベンチャー
- 2 研究開発法人発ベンチャーを支援するベンチャーキャピタル等
- 3 共同研究のマッチングやライセンスなど研究開発法人の成果活用を支援する法人

資金配分機関

- | | | | |
|---|--------------------|---|---------------------------|
| 1 | 国立研究開発法人日本医療研究開発機構 | 4 | 国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構 |
| 2 | 国立研究開発法人科学技術振興機構 | 5 | 国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構 |
| 3 | 独立行政法人日本学術振興会 | | |

研究開発法人が出資を行うことができる出資先一覧 (科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律施行令)

<概要>

- 科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律施行令で定められている、出資可能法人と各々の出資可能先は以下の通り。
- 赤字は、本年の科技イノベ活性化法改正を受け、変更予定の箇所。

府省庁	法人名	出資先 ◎：金銭及び現物出資 ○：現物出資のみ		
		法人発VB	VC	成果活用等 支援法人
総務省	情報通信研究機構	◎	—	—
文部科学省	物質・材料研究機構	◎	—	◎
文部科学省	防災科学技術研究所	◎	—	—
文部科学省	量子科学技術研究開発機構	◎	—	—
文部科学省	科学技術振興機構	◎	—	—
文部科学省	理化学研究所	◎	◎	◎
文部科学省	宇宙航空研究開発機構	◎	◎	◎
文部科学省	海洋研究開発機構	◎	—	—
文部科学省	日本原子力研究開発機構	◎	—	—
厚生労働省	医薬基盤・健康・栄養研究所	○	—	—
厚生労働省	国立がん研究センター	○	—	—
厚生労働省	国立循環器病研究センター	○	—	—
厚生労働省	国立精神・神経医療研究センター	○	—	—
厚生労働省	国立国際医療研究センター	○	—	—

府省庁	法人名	出資先 ◎：金銭及び現物出資 ○：現物出資のみ		
		法人発VB	VC	成果活用等 支援法人
厚生労働省	国立成育医療研究センター	○	—	—
厚生労働省	国立長寿医療研究センター	○	—	—
農林水産省	農業・食品産業技術総合研究機構	◎	—	—
農林水産省	国際農林水産業研究センター	◎	—	—
農林水産省	森林研究・整備機構	◎	—	—
農林水産省	水産研究・教育機構	◎	—	—
経済産業省	産業技術総合研究所	◎	—	◎
経済産業省	石油天然ガス・金属鉱物資源機構	◎	—	—
経済産業省	新エネルギー・産業技術総合開発機構	○	—	—
国土交通省	土木研究所	◎	—	—
国土交通省	建築研究所	◎	—	—
国土交通省	海上・港湾・航空技術研究所	◎	—	—
環境省	国立環境研究所	◎	—	—